秦野市水道事業給水条例の一部を改正することについて

秦野市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年11月26日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給することができるよう、早急かつ計画的に行う必要がある水道施設の耐震化整備等を進めるうえで必要な財源の確保及び費用負担の適正化を目的として、水道料金体系を口径別に変更し、その額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秦野市水道事業給水条例(昭和39年秦野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号を次のように改める。

(1) 一般用 次号及び第3号に掲げる用途以外の用に使用するもの

第4条の2第2号を削り、同条第3号中「使用するもの」を「使用し、地下水かん養につながるもの」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第20条第3項中「所有者」の次に「又は使用者」を加える。

第28条の表を次のように改める。

料金の種別	基本料金		超過料金
\	(8立方メートルまでの分)		
用途区分	メーターの口径	金額	(1立方メートルにつき)
一般用	20ミリメート	6 8 0	(1) 8立方メートルを超
	ルまで	円	え20立方メートルま
	25ミリメート	1,110	での分 85円
	ル	円	(2) 20立方メートルを
	40ミリメート	2,880	超え30立方メートル
	ル	円	までの分 95円
	50ミリメート	5,180	(3) 30立方メートルを
	ル	円	超え50立方メートル
	75ミリメート	1 1 , 6 0 0	までの分 140円
	ル	円	(4) 50立方メートルを
	100ミリメー	18,800	超え100立方メート
	トル	円	ルまでの分 205円
	150ミリメー	38,800	(5) 100立方メートル
	トル	円	を超え500立方メー
	200ミリメー	59,000	トルまでの分 225
	トル	円	円

			(6) 500立方メートル
			を超える分 245円
農業用	一般用と同じ		(1) 8立方メートルを超
			え50立方メートルま
			での分 一般用と同額
			(2) 50立方メートルを
			超える分 170円
臨時用	全口径	2,200	8 立方メートルを超える分
		円	4 1 5 円

第29条第3項を次のように改める。

3 月の中途で給水装置の用途又はメーターの口径を変更した場合の料金は、 使用日数の多い方の用途又はメーターの口径(使用日数が等しいときは、変 更後の用途又はメーターの口径)で前条の表を適用して算定する。

第33条の2第1項第1号ただし書中「自己の居住のため建築する住宅で、 その給水装置の用途区分を家事用と市長が認めるときは」を「自己の居住のために建築する住宅の給水装置で、専ら家事の用に使用するものについては」に 改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - (新旧料金の区分に係る市長による算定)
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の 算定については、市長の定めるところによる。